

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年9月2日（金）
午前9時56分～午前10時55分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 大友康信 副委員長 菅原和子
委員 熊谷克彦 委員 笹森波
委員 千葉栄幸 委員 荒川洋平
- 4 委員外議員 3名
議長 菊地 忍 副議長 佐々木哲男
議員 及川 秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 大澤 博
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る令和4年第7回名取市議会定例会の対応について
 - ② 令和4年第7回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について

確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について
- (2) 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取扱いについて
 - ② 決算関連議案の審査について
 - ③ 議員提出議案（意見書）の取扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 決算関連議案に対する総括質疑について
 - ② 陳情の取扱いについて
 - ③ 議会ICT化推進特別委員会の設置について
- (3) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午前9時56分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

新型コロナウイルス感染症に係る令和4年第7回名取市議会定例会の対応についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 新型コロナウイルス感染症に係る令和4年第7回名取市議会定例会での対応について、内容を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る名取市議会での対応については、これまでも、定例会開催時の本委員会で決定し、感染拡大防止策を実施してきたところです。

このことについて、9月定例会開催に向けて、去る8月9日の会派代表者会議で改めて協議が行われ、今定例会での対応が決定しましたので御説明いたします。

次第書の1ページ、1の（1）を御覧願います。

会派代表者会議での決定事項は枠の内容の通りですが、1から4の一般質問や委員会審査などは6月定例会で対応した内容と同様の対応、5の歳入歳出決算審査での各部局からの補足説明については令和3年9月定例会で対応した内容と同様の対応をするものです。

以上の9月定例会における対応については、既に会派代表者会議でお認めいただいている内容ではありますが、改めて、議会運営委員会において決定すべく御協議をお願いするものです。

新型コロナウイルス感染症に係る令和4年第7回名取市議会定例会での対応について、説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、新型コロナウイルス感染症に係る令和4年第7回名取市議会定例会での対応について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に係る令和4年第7回名取市議会定例会での対応については、説明のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、新型コロナウイルス感染症に係る令和4年第7回名取市議会定例会での対応については、そのようにいたします。

次に、令和4年第7回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 初めに、次第書の2ページ、（2）の①の市長提出議案25か件の内容について御説明いたします。

あわせて資料の1ページから3ページを御覧ください。

まず、報告事項は、令和4年度における、本市の健全化判断比率と、水道事業会計、下水道事業等会計及び宅地造成事業特別会計に係る資金不足比率についての4か件です。

次に、決算認定は、3か件です。

次に、条例議案は、改正条例案の3か件です。

次に、補正予算は、9か件です。

次に、人事案件は、3か件です。内訳は、教育委員会教育長の任命、教育委員会委員の任命、及び人権擁護委員候補者の推薦の各1か件です。

次に、その他議案は、3か件です。内訳は、工事請負契約の締結について1か件、財産の取得について2か件です。

以上が市長提出議案25か件の内訳です。

次に、次第書の2ページ、② 議員提出議案については、3か件です。内訳は、意見書案2か件、その他として特別委員会の設置について1か件です。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の2ページ ③ 一般質問を御覧ください。

一般質問については、8月31日の正午で通告を締め切りまして、今期定例会には9名の議員より、合わせて質問事項23事項、質問要旨61項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。

通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、大久保主計議員、2番、齋 浩美議員、3番、板橋美保議員、4番、笹森 波議員、5番、菊地昌夫議員、6番、小野寺美穂議員、7番、菅原和子議員、8番、吉田 良議員、9番、荒川洋平議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期については、次第書2ページの④ 会期にお示ししておりますとおり、9月6日火曜日から9月28日水曜日までの23日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤の日程を御覧願います。会期日程（案）について御説明いたします。

資料は4ページから5ページを御覧願います。

令和4年第7回定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の9月6日です。

開会の後、初めに、会期の決定を行います。

次に、報告第6号から報告第9号まで及び議案第64号から議案第84号までの市長提出議案25か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第64号から議案第66号までについて、代表監査委員に対し、審査意見の報告を求めます。

次に、報告第6号から報告第9号までを一括議題とし、それぞれ補足説明

の後、質疑を行います。

次に、議案第67号から議案第69号の改正条例案3か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第70号の工事請負契約の締結1か件に対する質疑の後、討論、採決を行います。

次に、議案第71号及び議案第72号の財産の取得2か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第82号から議案第84号までの人事案件3か件に対する質疑の後、採決を行います。

次に、議会案第6号及び議会案第7号の意見書案2か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上が招集日の内容となりますが、本会議散会后、常任委員会を開催します。

9月7日から11日までは、議案調査等のため、休会とするものです。

また、9日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び決算関連事業箇所
の現地調査、意見書案審査等を行います。

9月12日から14日までは、一般質問を行います。

9月15日は休会とするものですが、議案審査等のための常任委員会を開催
いたします。

常任委員会については、15日午前に総務消防常任委員会、午後に建設経済
常任委員会を開催するものです。

9月16日は、午前10時より本会議を開催し、条例議案及び補正予算の審議
を行います。

初めに、議案第67号から議案第69号までの改正条例議案3か件並びに議案
第71号及び議案第72号の財産の取得2か件について、討論、採決を行いま
す。

次に、議案第73号から議案第81号までの各会計補正予算9か件について、
質疑、討論、採決を行います。

9月17日から19日までは、休会とするものです。

9月20日は、まず、午前10時より本会議を開催し、議案第64号から議案第

66号までの令和3年度決算関連議案に対する総括質疑及び財務常任委員会への付託を行います。

本会議散会の後、財務常任委員会を開催し、分科会設置等の後、財務常任委員会を再開します。一般会計歳入に係る補足説明は省略し、参考資料配付によるものとします。

9月21日から27日までは、休会とするものです。

その間の、21日は、財務常任委員会において一般会計歳入に対する審査を行います。

22日、26日、27日は、それぞれ各分科会において、一般会計歳出及びそれぞれ所管する特別会計に対する審査を行います。

最終日の9月28日水曜日は、まず、午前10時に財務常任委員会を開催し、分科会審査に係る分科会委員長報告を行います。分科会委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行い、散会します。

次に、午後1時から本会議を開催し、議案第64号から議案第66号までの令和3年度決算関連議案3案件に対する討論及び採決を行います。

次に、議案第6号及び議案第7号に対する委員長報告、討論、採決を行います。

次に、議案第8号に対する採決を行います。

以上の議案審議が終了しまして9月定例会閉会となる会期日程案です。

○委員長（大友康信） ただいま、令和4年第7回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。9月定例会の会期及び日程案については、9月6日から9月28日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、令和4年第7回名取市議会定例会の会期及び日程案については、9月6日から9月28日までの23日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書2ページの下段を御覧願います。

1 条例議案の事前説明会について御説明いたします。

9月5日午前10時より、条例議案の事前説明会が開催されます。

開催場所は、議員協議会室です。

説明を受ける議案は、議案第67号から議案第69号までの、条例議案3か件に対する説明で、説明員は、各条例を所管する部課長等です。

引き続き、2 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について御説明いたします。

決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項のV 総括質疑に関する事項において、受付期限を現地調査の日の午前9時までと定められていることから、今期定例会については、9月9日の午前9時までとなります。今回は決算関連議案に対する総括質疑ということで、決算議案資料に基づく質疑をお願いいたします。また総括質疑の発言順序は受付順となりますので、既に通告のあった質疑内容と重複する時は、御相談させていただく場合がありますので、よろしく願いいたします。

確認事項については以上です。

○委員長（大友康信） 条例議案の事前説明会及び決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、ただいま書記をして説明いたさせましたとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 初めに、次第書の3ページ、① 一括議題・審議方法・付託する委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料の6、7ページ、議案の取扱い（案）を御覧願います。

まず、報告第6号から報告第9号までについては、9月6日に、一括議題として審議を行います。審議の方法は、質疑のみとなります。

次に、議案第64号から議案第66号までの決算関連議案3か件については、まず、9月20日の総括質疑の後、財務常任委員会へ付託いたします。その後

財務常任委員会での審査を経て、9月28日に再度上程し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第67号から議案第69号までの改正条例議案3か件については、まず9月6日に質疑及び委員会付託を行います。9月16日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

なお、これらの改正条例議案の委員会への付託については、議案第67号から議案第69号まで全てを総務消防常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第70号の工事請負契約については、9月6日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

なお、議案第70号は、工事契約関係の案件で、一般質問の日程の後に審議することを例とする（申し合わせ事項 Ⅲ10）ものですが、下増田公民館・下増田児童センター改築工事は、設計変更の対応等に時間を要しましたが、令和5年10月の開館に間に合うよう、資材の調達に要する期間を考慮して、早期に契約し着工する必要があるため、開会日である9月6日火曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うこととするものです。

次に、議案第71号及び議案第72号の財産の取得については、まず9月6日に質疑及び委員会付託を行います。9月16日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、これらの財産の取得についての議案の付託については、いずれも総務消防常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第73号から議案第81号までの補正予算案9か件については、9月16日に上程し、それぞれの議案ごとに質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第82号の教育委員会教育長の任命及び議案第83号の教育委員会委員の任命の人事案件2か件については、9月6日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票により採決を行います。

次に、議案第84号の人権擁護委員候補者の推薦1か件については、9月6日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行うものです。

次に、議案第6号及び議案第7号の意見書案については、9月6日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。9月28日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、2か件の意見書案については、いずれも総務消防常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第8号については、最終日9月28日に上程し、質疑、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行うものです。

① 一括議題・審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書3ページにお戻りください。

(1)の② 議案審査に係る常任委員会の開催日程(案)についてです。

常任委員会の日程(案)は会期日程(案)で御説明したとおりとなります。

なお、建設経済常任委員会については、付託議案等はありませんが、陳情の審査を行うものです。

次に、財務常任委員会の開催日程についてです。資料の8ページを御覧ください。

まず、9月20日については、本会議終了後、議員協議会室において財務常任委員会を開催いたします。

付託議案の審査方法についてを議題として、分科会の設置、分科会委員の選任及び同正副委員長の互選、各分科会への付託事項の決定を行います。財務常任委員会を休憩して分科会を開催し、各分科会の審査日程等の確認を行います。さらに、分科会委員長会議を開催し、審査日程の調整を行います。財務常任委員会を再開し、付託議案の審査日程について協議を行います。一般会計歳入に係る補足説明については、先ほど説明いたしましたとおり、口頭での説明を省略し、参考資料配付によるものとなります。

1の(2)の一般会計歳入の審査は、9月21日に行います。

一般会計歳出及び特別会計に係る分科会審査については、22日、26日、27日の3日間で行います。いずれも午前10時開会の予定です。

28日については、午前10時から財務常任委員会を開催し、各分科会委員長より審査内容の報告を受け、委員長報告に対する質疑を行った後、討論、採

決を行います。

次に、次第書の3ページにお戻りください。③ 委員会審査報告書の取扱いについてです。

取扱い案については、記載のとおり、委員会における意見書案、及び委員会審査報告書が提出されましたら、会期日程（案）に基づき本会議において審議を行うとするものです。

議案の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、決算関連議案の審査についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書の3ページ下段、（2）決算関連議案の審査について御説明いたします。初めに、① 決算審査要領（案）についてです。

資料については、9ページから11ページまでです。

まず、1 決算審査方法についてです。

議会選出監査委員を除く全議員で構成する財務常任委員会で審査を行うこととなります。質疑については、一問一答形式により、回数は2回まで。要望や提言はお控えいただきたいと思っております。また今回の決算審査においては、感染症対策として、審査時間の短縮を目的に、執行部からの補足説明を省略し、効率的な審査に努めることといたします。

次に、2 決算審査区分です。

一般会計歳入は財務常任委員会で、一般会計歳出、特別会計及び企業会計は各常任委員会委員で構成する分科会を設置し、令和4年3月末日での所管事項を審査することとなります。

次に、3 決算審査分科会です。

各常任委員会委員で構成する分科会については、委員会条例第2条に記載の順に充てることとなります。また、各分科会の正副委員長の選出は、財務常任委員会委員長の指名推選によるものとしております。

分科会の開催通知は、財務常任委員会委員長と分科会委員長の連名で行います。また、予定の日以外での分科会開催には、財務常任委員会の決定が必要となります。

次に、4 決算審査分科会審査日程等です。

分科会審査は、原則として第1分科会から順に行うこととし、それぞれ午前10時から午後4時までの1日とするものです。

次に、5 決算審査分科会の審査等です。

審査は、一般会計、特別会計、企業会計の順に行いますが、詳細な進め方については、分科会に委ねるものです。また、決算審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明書により審査を行うこととなりますが、決算の範囲を逸脱されないよう御留意ください。

次に、6 分科会への説明員の出席要請です。

所管外の説明員については、分科会において、特に必要があると認めた場合につき、事前に議長を通じて出席を求めることができます。また、審査の途中で必要性が生じた場合には、議長と十分な調整をしていただくこととなります。この場合の所管外の説明員に対する出席要請及び質疑は、当該項目以外の全ての審査が終了した後に行うこととなります。なお、他の分科会との調整が必要となる場合には、分科会委員長会議で調整することとなります。

次に、7 分科会委員長会議等です。

9月20日の財務常任委員会休憩中の分科会終了後に開催するもので、各分科会間の調整を行うものです。

次に、8 分科会の傍聴の取扱いです。

分科会審査は公開とし、傍聴の手続については、委員会条例を準用するものです。

次に、9 分科会報告等です。

最終日の財務常任委員会における分科会委員長報告に対する質疑に当たっては、執行部の答弁内容には触れないこととしております。

最後に、10 財務常任委員会委員長の本会議への報告です。

本会議での報告については、当初予算審査の際には行っていないことから、決算審査においても同様に省略するものです。

決算審査要領（案）については以上です。

次に、② 財務常任委員会分科会の設置について、ア 分科会への付託事項について、御説明いたします。

資料については、12ページ及び13ページとなります。

まず、財務常任委員会として審査するのは、令和3年度名取市一般会計歳入決算の全部です。

次に、第1分科会において審査するのは、令和3年度名取市一般会計歳出決算のうち、総務部、企画部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部が所管する事項であり、土地取得特別会計を含むものです。

次に、第2分科会において審査するのは、生活経済部、建設部、水道事業所及び農業委員会が所管する事項であり、被災市街地復興土地地区画整理事業特別会計、宅地造成事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計を含むものです。

次に、第3分科会において審査するのは、健康福祉部及び教育委員会が所管する事項であり、国民健康保険特別会計、休日夜間急患センター特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を含むものです。

なお、各分科会への付託事項については、9月20日に開催される財務常任委員会において決定されるものとなります。

決算関連議案の審査については、以上です。

○委員長（大友康信） ただいま書記をして、決算関連議案の審査について説明をいたさせましたが、一件ずつ整理をしてまいります。

最初に、決算審査要領案について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） それではお諮りいたします。

決算審査要領については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

決算審査要領については、そのように決定いたしました。

次に、財務常任委員会分科会の設置について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） それではお諮りいたします。

財務常任委員会分科会の設置については、決算審査要領（案）のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

財務常任委員会分科会の設置については、そのように決定いたしました。

次に、決算審査表について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） それではお諮りいたします。

決算審査表については、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

決算審査表については、そのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議員提出議案（意見書）の取扱いについて御説明いたします。

次第書の4ページを御覧願います。

資料については、14ページから19ページまでです。

今期定例会では、2か件の意見書が提出されました。

まず、議会案第6号 揮発油税及び地方揮発油税(ガソリン税)の抜本的見直しや簡素化による負担軽減を求める意見書です。

本件の提出者は齋 浩美議員、賛成者は小野寺美穂議員、笹森 波議員です。取扱い案としては、総務消防常任委員会へ付託するものです。

次に、議会案第7号 刑事訴訟法における再審規定の速やかな改正を求める意見書です。

本件の提出者は齋 浩美議員、賛成者は小野寺美穂議員、笹森 波議員です。取扱い案としては、総務消防常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案(意見書)の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長(大友康信) ただいま書記をして、議員提出議案(意見書)の取扱いについて説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大友康信) お諮りいたします。

議員提出議案(意見書)の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大友康信) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案(意見書)の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、決算関連議案に対する総括質疑についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記(佐藤恵子) 決算関連議案に対する総括質疑について説明いたします。

次第書は4ページになります。

決算関連議案に対する総括質疑の取扱いです。

総括質疑は会派を単位とするという申し合わせ事項になっておりますが、箱書きで参考として記載のとおり、会派に所属しない議員の総括質疑については、議長が認めた場合、これを行うことができるとなっております。

現在、一人会派がお一人いらっしゃいますが、総括質疑を認めることとする案です。

決算関連議案に対する総括質疑について説明は以上です。

○委員長（大友康信）　ただいま、決算関連議案に対する総括質疑について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信）　お諮りいたします。決算関連議案に対する総括質疑については、取扱い案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信）　御異議なしと認めます。よって、決算関連議案に対する総括質疑については、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子）　陳情の取扱いについて御説明いたします。

次第書4ページ及び資料20ページを御覧ください。

今期定例会には、1か件の陳情が提出されております。

陳情第1号　令和4年3月16日福島県沖地震による復旧工事に関する陳情です。提出者は名取土地改良区理事長、今野慶一氏です。

以上、この陳情の取扱いについては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、所管する建設経済常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

陳情の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信）　ただいま、陳情の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信）　お諮りいたします。陳情1か件の取扱いについては、取扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信）　御異議なしと認めます。よって、陳情の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、議会ICT化推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議会 I C T化推進特別委員会の設置について御説明いたします。

次第書5ページ及び資料21、22ページを御覧ください。

この議会 I C T化推進特別委員会の設置については、8月25日に開催されました、会派代表者会議での決定を踏まえ、御提案するものです。

それでは、初めに資料21ページの議会案第8号を御覧ください。

まず、提案理由ですが、社会の変化に対応した議会運営のさらなる効率化と議会活動及び議員活動の一層の充実により、市民福祉の向上と市民と協働したより開かれた議会を目指すために、名取市議会に議会 I C T化推進特別委員会を置くとしております。

次に、資料22ページを御覧ください。

議会 I C T化推進特別委員会の委員構成については、6人で構成することとし、特別委員会に対する付託事項については、議会における I C T化推進に関する事項を付託したいと考えております。

次に、3といたしまして、議会の閉会中も調査を行うことができることとし、次の4といたしまして、この特別委員会は、議会が本件の目的終了を議決するまで調査を継続することができる旨記載しております。

議会案の内容は以上のとおりです。

次に、議案の取扱いですが、次第書の5ページにお戻りください。

まず、取扱い案のア、議会案の提出者については副議長を、賛成者を議会運営委員会委員としております。このアの取扱いについては、下の枠の中にあります、平成24年第2回臨時会で提案いたしました東日本大震災復興調査特別委員会の設置の先例に基づくものです。

次に、イといたしまして議案の上程ですが、9月28日議会案第7号の意見書採決の後、上程したいと考えております。

次に、ウといたしまして審議の進め方ですが、提案理由の説明の後、質疑、委員会付託及び討論を省略いたしまして簡易採決とする案です。

次に、エといたしまして、委員長及び副委員長の互選については、指名推選としたいと考えております。

次に、オといたしまして、委員長、副委員長の互選については、議決後、

休憩中に委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行い、再開後、結果を本会議に報告するという案です。

この特別委員会の設置については、名取市議会委員会条例の第5条に基づき御提案をするものです。

議会ICT化推進特別委員会の設置についての説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議会ICT化推進特別委員会の設置について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議会ICT化推進特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議会ICT化推進特別委員会の設置については、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

名取市議会基本条例実施計画については、3月に開催した本委員会において協議を行い、後期推進計画の概要とその推進スケジュールについて決定し、それに基づいて実施計画を進めていくこととしておりました。

本定例会期間での協議事項についてですが、今回は御案内のとおり「一般会議の実施について」及び「議案資料等のホームページでの公開について」の2点について、順番に協議を進めてまいります。

まず初めに、①一般会議の実施について、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

次第書6ページと併せて、資料は別冊の名取市議会基本条例実施計画協議資料を御覧願います。

一般会議については、基本条例第10条に規定があり、次第書箱書きに条文を抜粋しておりますので、まずはこちらを読み上げさせていただきますので、次第書6ページを御覧ください。

第10条 議会は、市民参加により政策策定を進める必要があると認める特

定の事件に関し、市民との情報交換及び意見交換を行い、政策決定に市民の多様な意見を反映するため、一般会議を開催するものとする。

2 一般会議には、議長が必要と認める場合に限り、市長等の出席を求めることができるものとする。

3 一般会議の実施については、別に定める。

次に、この一般会議について令和元年度に実施した評価・検証結果について説明いたします。別冊資料1 ページの評価・検証シート3及び2 ページの評価・検証シート5を御覧ください。

まずは資料1 ページの評価・検証シート3では、1 評価結果の中段に、令和元年度に評価検証を行った時点では、一般会議の開催実績はないということで、2 課題等として、これまで開催実績のない一般会議について再確認する必要があるとされておりました。またその課題解決のための今後の方策案としては、一般会議の実施に向けた検討として、一般会議の実施スキーム、具体的な案件例などの作成といったことが挙げられておりました。

次に、資料2 ページの評価・検証シート5では、1 評価結果の始めに、一般会議を開催した実績はなく、開催すべき特定の事件について定義も明確でないということで、2 課題等として、一般会議は政策決定に市民の多様な意見を反映するために開催するものであり、必要に応じ開催できるよう目的等について再度確認する必要があるとされておりました。評価・検証結果については以上になります。

また、一般会議という名称ではありませんでしたが、この検証・結果の後の、令和3年11月に、名取市男女共同参画推進委員会から、議会側と情報交換を行いたいとの求めに応じる形で、議長が総務消防常任委員会委員へ議員派遣を行い、意見交換会を実施し、情報交換・意見交換を行ったという実績もありました。

また、県内の市議会のうち、塩竈市、白石市、角田市、気仙沼市においては、一般会議について、市議会ホームページで別添のとおり周知を行っておりましたので、参考までに資料を添付しております。

事務局からの説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、一般会議の実施について書記より説明を

いたさせましたが、これより委員各位から御意見を伺ってまいります。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

【休憩中の協議概要】

- ・ 評価検証のとおり、議員は一般会議についての再確認を行うべき。
 - ・ 他市議会の事例について、本日配付の資料等を参考に研究し、本市における実施スキームを作成することとする。
 - ・ 具体案の作成を笹森委員及び熊谷委員にお願いし、次回以降、改めて協議して取りまとめていくこととする。
-

午前10時51分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

お諮りいたします。一般会議の開催については、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案資料等のホームページでの公開について、協議を進めてまいります。

まず初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

議案資料等のホームページでの公開について、まずはこれまでの検討経過について説明させていただきます。

こちらについては、実施計画前期計画で一度協議を行っており、その際に、執行部提出議案には資料が膨大なものもあり、公開には執行部側の労力や予算等の調整が必須となることを踏まえ、この時点では方向性を決めずに、改めて検討することとするとしており、後期計画での継続協議事項となっております。

事務局からの説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議案資料等のホームページでの公開について、書記より説明をいたさせましたが、これより委員各位から御意見を伺ってまいります。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

【休憩中の協議概要】

・議会ICT化推進特別委員会で検討が進められる「タブレット端末やペーパーレス会議システムの導入」との関係が大きいことから、現時点で本委員会での協議は行わず、特別委員会での検討経過により、然るべき時期に執行部へ要請を行うこととする。

午前10時55分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

お諮りいたします。議案資料等のホームページでの公開については、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時55分 散会

令和4年9月2日

議会運営委員会

委員長 大友 康信